

平成30年度省エネ法改正に伴う荷主の定義の見直しについて



貨物所有権のないネット小売り事業者も省エネ法の対象になりました

貨物の所有権を問わず、契約等で輸送の方法等を決定する事業者を荷主と定義することになりました。

改正前

荷主 = 貨物の所有者

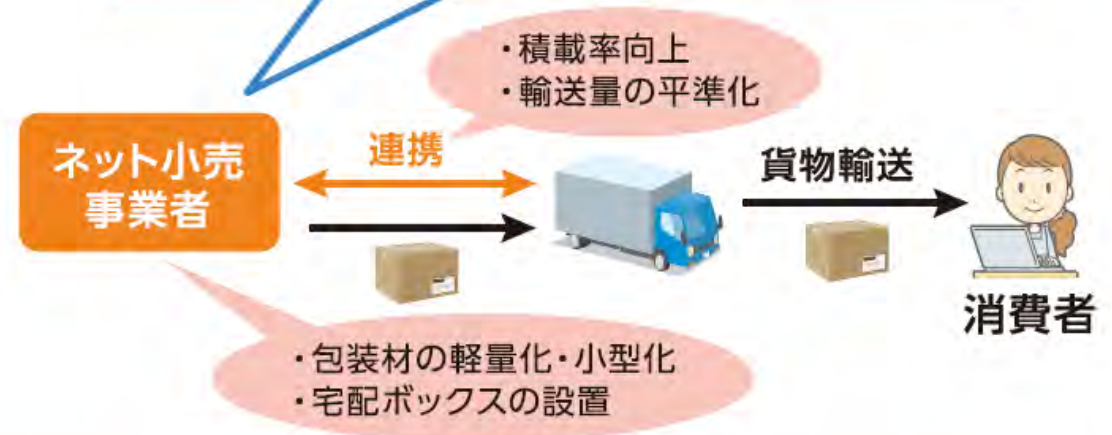
貨物の所有権あり ⇒ 省エネ法上の荷主 ○
貨物の所有権なし(消費者に移転) ⇒ 荷主 ×



改正後

荷主 = 輸送の方法等を決定する事業者

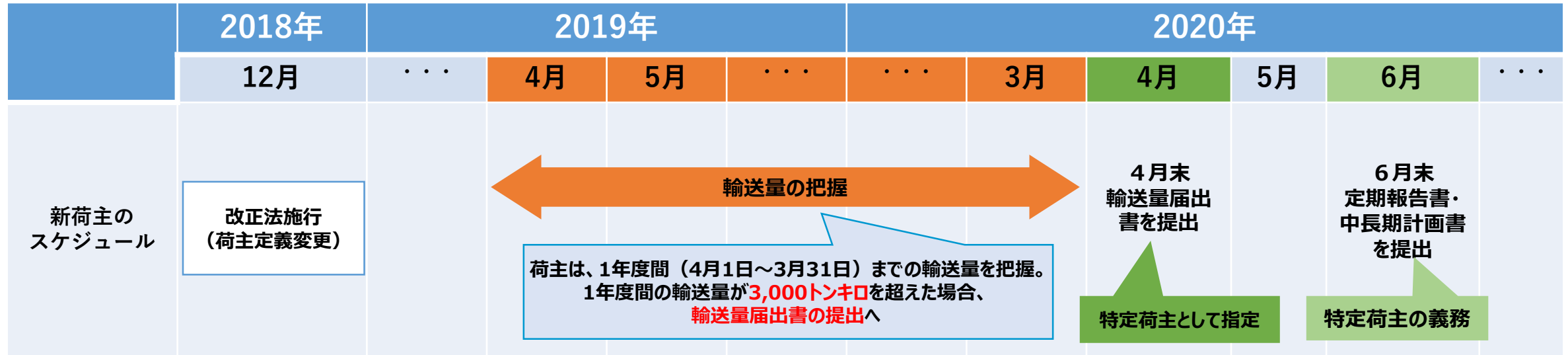
契約等で輸送の方法等を決定する事業者 ⇒ 荷主 ○



荷主が決定した輸送方法の下で、到着日時等を指示できる貨物の荷受側の事業者を新たに準荷主と位置づけ、貨物輸送の省エネの協力も求めています(努力規定)

新しく荷主に該当する場合のスケジュール

- ネット小売事業者等新たに省エネ法の対象になった荷主は、**前年度**（2019年4月1日～2020年3月31日）の輸送量が**3,000万トンキロ以上**になった場合、**2020年4月末日までに、輸送量の届け**を所管の**経済産業局に提出**し、特定荷主の指定を受ける必要があります。
- 輸送量の届けを行い、経済産業局より特定荷主に指定された者は、**2020年6月末までに**定期報告書、中長期計画書の届出を行う必要があります。



荷主に関してパンフレット（荷主の手引き）、各種書式は資源エネルギー庁のホームページからダウンロード可能です。
 荷主の省エネ推進のてびき：

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/ninushi/pdf/ninushitebiki_ver5.pdf

各種様式：

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/transport/procedure/index.html

問い合わせ先



経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー課

〒100-8931 東京都千代田区霞が関 1-3-1

TEL 03-3501-9726

- 北海道経済産業局 エネルギー対策課 TEL 011-709-1753
担当地域【北海道】
- 東北経済産業局 エネルギー対策課 TEL 022-221-4932
担当地域【青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島】
- 関東経済産業局 省エネルギー対策課 TEL 048-600-0362
担当地域【茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨・長野・静岡】
- 中部経済産業局 エネルギー対策課 TEL 052-951-2775
担当地域【富山・石川・岐阜・愛知・三重】
- 近畿経済産業局 エネルギー対策課 TEL 06-6966-6043
担当地域【福井・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山】
- 中国経済産業局 エネルギー対策課 TEL 082-224-5741
担当地域【鳥取・島根・岡山・広島・山口】
- 四国経済産業局 エネルギー対策課 TEL 087-811-8535
担当地域【徳島・香川・愛媛・高知】
- 九州経済産業局 エネルギー対策課 TEL 092-482-5474
担当地域【福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島】
- 沖縄総合事務局 経済産業部エネルギー対策課
担当地域【沖縄】 TEL 098-866-1759